

## 第100回人口・社会統計部会議事概要

1 日 時 平成31年3月28日（木）9:55～12:05

2 場 所 総務省第2庁舎6階特別会議室

3 出席者

【委員】

白波瀬 佐和子（部会長）、嶋崎 尚子、永瀬 伸子

【専門委員】

川口 大司（東京大学大学院経済学研究科教授）

【審議協力者（各省等）】

財務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省

【調査実施者】

厚生労働省：森川政策統括官付参事官、古館外国人雇用対策課長ほか

【事務局（総務省）】

横山大臣官房審議官

統計委員会担当室：櫻川室長、肥後次長、吉野政策企画調査官

政策統括官(統計基準担当)付統計審査官室：澤村審査官、宮内調査官ほか

4 議 題 賃金構造基本統計調査の変更について

5 概 要

- 3月18日開催の第134回統計委員会において諮問された賃金構造基本統計調査の変更について、統計委員会における委員からの意見を共有した後、審査メモのうち、公的統計の整備に関する基本的な計画（平成30年3月6日閣議決定。以下「第Ⅲ期基本計画」という。）における指摘への対応状況について審議が行われた。
- 審議の結果、一部事項について、調査実施者において整理・確認の上、次回部会において更に審議を行い、最終的に整理することとされた。  
委員等からの主な意見等は、以下のとおり。

### ◇第Ⅲ期基本計画における指摘への対応状況について

#### （1）第Ⅲ期基本計画の各課題に係る現時点における検証・検討状況

- ・ 本調査の個票データを用いた分析を行うことにより、報告書では分からない労働者数の変化等の把握が可能であり、本調査の匿名データの利用推進を図る意義は非常に大きい。地域区分を統合、企業規模の階級値化などの工夫により、調査対象企業が特定されるとの懸念も回避できるのではないか。
- ・ 今後、働き方改革が進められる中で、職種別の賃金水準の動向が注目されるが、職種区分に階級という考え方が入っていないため、調査精度との関係から表章可能かを判断

する必要はあるが、企業規模100人未満の事業所についても、個人票において役職を把握することが重要と考える。

→ 多忙な中で報告者に回答頂いているものであり、国民共有の資産として重要と考えており、個人情報保護の観点にも留意しつつ、広く活用される方策を検討したい。

- ・ 労働者数の推計方法として、従来の復元倍率に事業所の回収率の逆数を乗じて機械的に推計する方法については、優良な事業所からの回答割合が高いなど、回答事業所に偏りがある場合、誤差が拡大する可能性があるため、慎重に検討する必要がある。

→ 御指摘の点も含めて、検討したい。

- ・ 多変数解析を行う上でも個票利用の重要性は非常に高まっていることから、匿名データの作成を早急に進めてほしい。また、匿名データの作成に当たっては、事業所情報もある程度付加するとともに、都道府県別の所在地情報や、5歳年齢階級別などの秘匿にこだわり過ぎると利便価値が著しく低下するため、どの程度の秘匿が必要かということと合わせ、実際の利用面も考慮して検討してほしい。

- ・ 連続して回答されている事業所と調査協力が得られなかった事業所との比較を行うことにより、回答事業所の属性など、非標本誤差の評価・分析を行うことも必要と考える。

- ・ どのような位置づけで個人票の匿名データを作成することになるのか。

→ 現状では、世帯を対象とする統計調査については、匿名データの提供が進められている一方で、企業・事業所を対象とする統計調査については、産業分類や地域の情報を付加することにより、特定されやすくなるため、匿名データの提供が進んでいない現状にある。賃金構造基本統計調査については、世帯対象と事業所・企業対象の中間的な統計調査であり、個人票は世帯対象の統計調査と類似したものと位置づけられるかもしれない。ただし、事業所情報を付加した匿名データの提供には難しい点もあるかもしれない。

- ・ オンライン調査の利用意向に係るアンケート結果で「分からない」との回答が多かったとしているが、導入予定なのであれば、初期設定の簡素化やシステムの利用のしやすさなど、どのようにすればオンラインを利用できるかという視点から検討すべきではないか。また、事業所内の全労働者を調査することについても、希望する事業所が少ないことは事前に想定されたことではあるが、一定の労働者を抽出して報告するよりも、全労働者のデータを報告した方が抽出作業の手間が省けるということではないか。

→ 全ての調査事項がシステム管理されている事業所の場合は、オンライン回答しやすいと思われるが、学歴等をシステムで一括管理していない事業所もあるため、報告者負担も考慮して慎重に検討したい。

→ 事業所において適切に確率抽出されているかという課題もあるので、事業所内の全労働者を対象とすることで抽出する手間が省けるというメリットもある。また、仮に全労働者を調査する事業所と抽出で行う事業所があった場合、復元に用いるウェイト

の作り方が難しいのではないか。

→ 調査事項全てについてシステム管理していても機微な情報も含まれているため、あえて紙の調査票で回答する事業所もあると考えられることから、全ての事業所について全労働者を対象とすることは困難と考えるが、御指摘の課題についても、検討したい。

- ・ 毎月勤労統計調査と賃金構造基本統計調査を集計値ベースで比較するのであれば、同調査と賃金構造基本統計調査の復元方法を揃えた上で比較するなど、十分注意する必要がある。

また、毎月勤労統計調査との比較に当たっては、個票を用いた比較も重要である。賃金構造基本統計調査において、事業所内における労働者の抽出が適切か確認する都の見地から、毎月勤労統計調査との共通事業所を対象として、各年6月について、毎月勤労統計調査による事業所の所定内給与と本調査による所定内給与が一致するか否かの分析・検証を行うことも有用ではないか。

- ・ 本社一括調査については、従前から企業の希望に応じて実施していたとのことであるが、調査対象事業所全体のうち何パーセント程度で実施されているのか、また、これまでの本社一括調査はどのような企業を対象として実施されているのか、次回、具体的に説明してほしい。

## (2) 調査実施上の構造的な課題を踏まえた透明性や再現可能性の確保等に向けた取組状況

- ・ 今回の調査対象の属性的範囲や調査方法の見直しは、従前からの実態に即して変更するというのではなく、なぜ調査計画と実態に相違が生じてしまったのかを確認した上で、再度起こらないようにするためにはどうすれば良いかという観点からの検討が重要である。

- ・ 調査の透明性の確保に向けた取組として、都道府県労働局等と厚生労働省との間での回収率や督促件数等の情報共有や、都道府県労働局等における調査票の回収状況や督促履歴のオンタイム管理等を行うとしているが、単に数値や量として把握可能なものに限定するのではなく、どのような記録を都道府県労働局等が作成し、いつの段階で厚生労働省に報告するのか、また、イレギュラーな事案への対応に関する記録などが重要であり、より具体的な方策を検討すべきと考える。

→ しっかり対応したい。

- ・ 2020年調査から新たな復元方法による集計を予定しているが、過去に遡って新たな復元方法により再集計する際に必要となる都道府県別、産業別、事業所規模別の回収率のデータは、いつの時点のものまで保存されているのか。

→ 平成18年より後については、以前のワーキンググループの場で回収率を考慮した推計を行い議論しており、回収率を考慮した推計は可能と考えている。

それ以前については、データが存在するか確認が必要である。

→ そのような情報については、しっかり公表してほしい。

- ・ 事後的に再現計算を行う上で、調査対象名簿は重要な情報であるが、いつ時点の調査まで保存しているか、教えてほしい。

→ 確認の上で回答したい。

→ 調査方法の基礎となる情報であるため、きちんと保存しておくことが重要である。

### (3) 郵送による調査票の配布・回収の開始時期及び公表済みの結果について調査計画との相違による影響の有無

- ・ 郵送による調査票の配布・回収の開始時期については、統計技術的な観点から妥当性を検討する際に重要な要素であり、公表済みの調査結果への影響とも関連する課題である。

- ・ 「バー、キャバレー、ナイトクラブ」のみを調査対象業種から除外するのは、不自然である。これまで一貫して対象外としていたのかも不明瞭な状況の中、過去から対象外としているのではないかと推測の下、実態に合わせて変更したいとする姿勢が見て取れる。

- ・ 郵送による調査票の配布・回収が開始された時期は、推測も含め、もう少し特定できないのか。これが明らかになれば、調査結果への影響も検証・検討可能になる。

→ 郵送調査の開始時期については、平成18年時点において、既に広く採用されていたことまでしか分からない。ただし、ある時点で、本省からの指示で変更したのではなく、各都道府県労働局で徐々に拡大されてきたものと推測している。

- ・ 本来、調査実施者が定めた調査方法により統一的に実施されるべきところ、都道府県労働局それぞれの判断で郵送回収を導入・拡大したことが今回の調査計画との相違が生じる原因となったのではないか。

→ 御指摘のとおり、省内のガバナンスが確立されていなかったことが、今回の問題の原因の一つと考えており、再発防止のためにも調査実施状況を適切に把握・確認するなど管理体制等を見直したい。

- ・ 総務省行政評価局が取りまとめた緊急報告及び本日の厚生労働省の追加説明においても、郵送調査の開始時期は明確になっておらず、今後もその詳細が明らかになることは期待できないと考える。そのため、次回の部会審議では、今回の変更によって一層適切な督促や審査等が担保されるのか丁寧に確認することとしたい。

その上で、調査実施者から提示された説明資料に加え、口頭で補足説明のあった点も含めて、改めて資料として整理していただいた上で、部会での審議結果と合わせて、統計委員会に報告することにする。

→ 平成30年調査結果の公表に当たっては、これまで調査計画と実態に相違が生じていたことから、結果の妥当性について、一定の留保が必要との理解でよい。

- 現段階において、結果の妥当性を判断するだけの根拠も示されておらず、また、統計委員会における議論もなされていない。なお、結果の公表に当たっては、利用者に丁寧な情報提供が必要と考える。
- 平成30年調査結果の公表時期も迫っており、早期の公表を待っている統計利用者もいるため、本日いただいた御意見も踏まえ、丁寧な注意書きを付して公表することとしたい。
- 調査実施者の責任において、可能な限りの情報提供を行った上で、速やかな結果公表をお願いしたい。

## 6 今後の予定

次回部会は平成31年4月8日（月）10時から開催することとされた。

また、本日の審議結果については、4月18日（木）に開催予定の第135回統計委員会において報告することとされた。

（以 上）